

保健・環境

自己の健康に留意し，積極的に体力づくりをはかり，学校・家庭において衛生的で美しい環境づくりに努力する。

- (1) 身体に異常をきたし，応急措置を必要とするときは，保健委員付き添いのものと保健室にて処置を受ける。
- (2) 通学途上，負傷，疾病，事故などが起ったときは，保護者等に連絡をとるとともに学校にも報告すること。
- (3) 校舎内外の清掃分担区域の清掃は，毎日定められた時間に責任をもって行う。
- (4) 自分の出したゴミは持ち帰り，環境美化に努める。
- (5) 校内において危険物や危険箇所を発見した場合は速やかに報告すること。

1 保健室利用について

- (1) HR 担任又は教科担任・保健委員等に申し出てから利用する。
- (2) 保健室での休養は1時間を限度とする。
- (3) 処置後は「保健室来室者連絡票」を受け取り，HR 担任又は教科担任に提出する。
- (4) 早退は原則として保護者等に連絡が取れた場合とする。

2 出席停止

感染症に関する法律に基づいて，学校で予防すべき感染症に罹患した場合は，出席停止の措置がとられます。感染症に罹患した場合は速やかに学校に報告してください。その後，登校時には「出席停止について」が必要になります。用紙については，学校 HP よりダウンロードできます。

出席停止期間

第1種の感染症にかかった者については治癒するまで

第2種感染症

インフルエンザ	発症した後5日を経過し，かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで

麻疹	解熱した後，3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺，顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過しかつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後，2日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し，かつ，症状が軽快した後1日を経過するまで

第3種の感染症にかかった者については，学校医，その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

なお，学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に，その感染拡大を防ぐために，必要があるときに限り，校長が学校医の意見を聞き，第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる。「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは，感染症の種類や各地域 学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要があり，あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではない。

3 日本スポーツ振興センター

日本スポーツ振興センターは，学校安全の普及充実に努めるとともに学校の管理下における生徒の負傷，疾病，障害，死亡に関して必要な給付を行い，学校教育の円滑な実施に資することを目的として設立されています。不幸にして学校管理下で災害が発生し，医療を受けた場合は，日本スポーツ振興センターに加入している限り次の割合で給付が受けられます。医療費は健康保険法に掲げる療養に要する費用等により算定され支給されます。（ただし負傷，疾病に係る療養費が5,000円以上のもの対象）

なお，障害，死亡についてはその程度により基準額が定めてあります。

(1) 事務手続き

災害発生後，保健室に申し出て，「災害報告書」と「医療等の状況」等の用紙を受け取ります。「災害報告書」は，自分で記入，「医療等の状況」は，医療機関に記入してもらい，保健室に提出してください。これらの用紙をセンターに提出後，審査が行われ，給付金支払い手続きが行われます。

(2) 給付

災害報告時に「債権者登録」をしてください。給付金が出たら，指定の口座に支払われます。支払い通知書を学校から受け取ったら，入金されているか確認してください。

なお、中学校時の災害で、現在も受診している場合は、センターの手続きを継続しますので早急に保健室まで報告してください。